

高岡市地域防災計画

原子力災害対策編

令和4年10月改定

目 次

はじめに	1
第1節 目的	1
第2節 市における原子力災害対策の基本となる計画	1
第3節 他の災害対策との関係	1
第4節 専門用語取り扱い	1
第1章 原子力災害事前対策	2
第1節 情報の収集・連絡体制等の整備	2
第2節 原子力災害応急体制の整備	5
第3節 環境放射線モニタリング体制の整備	6
第4節 避難収容活動体制の整備	8
第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	10
第6節 緊急輸送活動体制の整備	10
第7節 救助・救急及び防護資機材等の整備	11
第8節 緊急時医療体制の整備	11
第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	14
第10節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	15
第11節 防災業務関係者の人材育成	16
第12節 防災訓練の実施	16
第13節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	17
第2章 原子力災害応急対策	18
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	18
第2節 活動体制の確立	20
第3節 緊急時モニタリング	28
第4節 避難等の防護活動	29
第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	37
第6節 緊急輸送活動	40
第7節 救助・救急活動	40
第8節 緊急時医療活動	41
第9節 住民等への的確な情報伝達活動	43
第3章 原子力災害中長期対策	47
第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	47
第2節 放射性物質による環境汚染への対応	47
第3節 災害地域住民に係る記録等の作成	47
第4節 被災者等の生活再建等の支援	48
第5節 風評被害等の影響の軽減	48
第6節 心身の健康相談体制の整備	48

はじめに

第 1 節 目的

高岡市地域防災計画原子力災害対策編は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は発電所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）における、放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 節 市における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び富山県地域防災計画原子力災害編並びに国（原子力規制委員会）が定める原子力災害対策指針に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市及び関係機関は、想定される様々な事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第 3 節 他の災害対策との関係

この計画は、「高岡市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「高岡市地域防災計画（風水害・土砂災害・火災対策編）及び（震災・津波対策編）」の各章、各節を準用し対応する。

第 4 節 専門用語の取り扱い

本編中には、原子力防災、放射線医療等の専門性の高い用語や単位などを数多く用いていることから、それらの用語集を巻末の資料編に掲載する。

（資料 6-7 原子力災害対策用語集）

第1章 原子力災害事前対策

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

【市】総務部

【関係機関】北陸総合通信局、県（危機管理局、経営管理部）、北陸電力、各防災関係機関

市は、国、県、北陸電力及びその他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

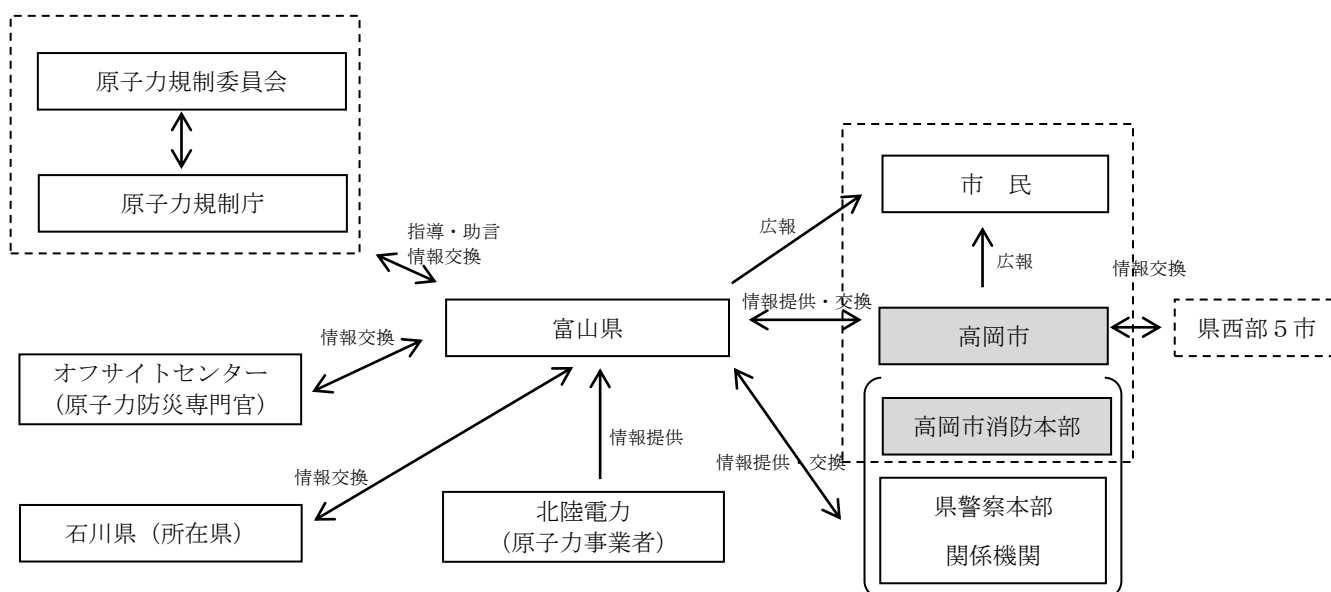
第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県や関係市町村と連携を密にし、国、北陸電力及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保する。

また、夜間・休日等の勤務時間外への対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星通信等非常用通信機器等）や連絡先を確保する。

平常時における体制



2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国、県及び関係市町村等に協力し、車両及び移動系防災行政無線、携帯電話、アマチュア無線などの移動系電信機器等の整備・点検を行う。

3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、各部局主管課に連絡員及び副連絡員をおき発災状況等について情報の収集・連絡にあたる。

4 連絡調整会議への出席

市は、県が開催する市町村原子力防災主管課長会議に出席し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。

5 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び北陸電力と連携して、応急対策を的確に実施するため、必要に応じて以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、管理する防護資機材等に関する資料を整備する。

〔整備を行うべき資料の例〕

(1) 社会環境に関する資料

ア 地図

イ 人口、世帯数（地区別世帯数及び人口集計表、避難行動要支援者名簿、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ 一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、港湾等交通手段に関する資料

エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料

オ 要配慮者関連施設（幼稚園、保育園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料

カ 原子力災害医療機関に関する資料（原子力災害医療機関に関する位置・受入能力・対応能力・搬送ルート及び移送手段等）

(2) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の後補地点図及び環境試料採取の後補地点図

第1章 原子力災害事前対策

- イ 水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ウ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (3) 防護資機材に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
 - イ 医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- (4) 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
 - ア 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制
- (5) 避難に関する資料
 - ア 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す広域避難を前提とした市町村間調整済みのもの）

3 通信手段の確保

市は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下の項目の実施に努める。

(1) 防災行政無線の確保・活用

市は、国及び県とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。

(2) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器について、運用方法等について習熟しておく。さらに、IP 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(3) 通信輻輳の防止

市は、関係機関と連携し、移動通信系の運用において、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、北陸総合通信局と事前の調整を実施する。

(4) 非常用電源等の確保

市は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備する。

(5) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第2節 原子力災害応急体制の整備

【市】総務部、消防本部、市民病院

【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、県（危機管理局、警察本部）、
伏木海上保安部、各医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、各防災関係機関

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報・連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の体制図を作成するとともに、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など、必要な体制を整備する。

第2 災害対策本部体制の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法についてあらかじめ定めておく。

第3 職員参集体制の整備

災害警戒本部、災害対策本部をとるような場合、本部長は職員を動員し、必要と認められる配備体制をとる。職員は勤務時間外又は休日においても、出勤基準で定められた事態が発生した場合には、あらかじめ指定された配備場所に自主的に参集する。ただし、災害その他の事情により、所定の部署に到達できない場合は、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、その旨を所属長に報告する。

第4 長期化又は複合災害時の体制

事態が長期化した場合、または原子力災害の発生と同時に、本市において地震、津波、風水害等の災害が発生し、災害対策本部が設置される場合を想定し、要員の追加など災害対策本部の体制強化を図る備えをしておく。

第5 防災関係機関相互の連携体制の整備

市は、平常時から国、県、警察、海上保安部、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査及び簡易除染等に関する広域的な応援について、県西部6市で応援協力体制を図る。

また、応援先・支援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

第7 資機材利用に係る関係機関との連携

県は、燃料、発電機（非常用電源車を含む。）、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材の種類、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、その不足が懸念される場合には、関係機関や事業者等との連携に努めることとしている。

市は、県及び他の市町村との連携や、関係団体と応援協定を締結するなど、燃料、発電機、資機材の調整体制の整備をする。

また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協定締結の連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

第3節 環境放射線モニタリング体制の整備

【市】総務部、生活環境文化部

【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、県（危機管理局、生活環境文化部）、各防災関係機関、北陸電力

第1 平常時モニタリング体制

市は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、県内に設置されている全てのモニタリングポストの情報を入手する。また、環境放射線モニタリング結果をホームページ等で確認できるようにするなど、住民への情報提供体制を整備する。

第2 緊急時モニタリング体制

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、国、石川県、氷見市等の市町村及び北陸電力の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成している。また、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用の設備・機器、環境試料分析装置並びに衛星通信等の連絡手段等を整備・維持するとともに、モニタリングの研修の実施等により、その操作の習熟に努めることとしている。

緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、O I Lによる防護措置の判断等のために活用することとしてい

る。県は、国とともに緊急時モニタリングの結果の集約及び迅速な共有・公表が可能となる体制を整備することとしている。

市は、県が実施する緊急時モニタリングの情報を収集し、結果を市ホームページに掲載し確認できるようにするなどの緊急時の体制を整備する。



● モニタリングステーション	2
■ モニタリングポスト	13
合計	15

第4節 避難受入活動体制の整備

【市】総務部、未来政策部、教育委員会、福祉保健部、消防本部

【関係機関】県（危機管理局、厚生部、教育委員会）、北陸電力、各防災関係機関

第1 避難計画の作成

市は、ブルーム通過時の防護措置として、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避等に関する避難計画を検討する。

また、氷見市等のUPZ内を対象とした避難計画の策定に協力し、広域避難のための体制を整備する。

第2 避難所等の整備等

1 避難所等の整備

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、学校等の公共的施設を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底や一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、福祉避難所の開設を図る。また、要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

2 避難所における設備等の整備

市は、避難所において、仮設トイレやマンホールトイレ、非常用電源等のほか、空調、ユニバーサルデザインのトイレなど傷病者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等などの要配慮者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器及び間仕切り、更衣室、生理用品等、女性ニーズに配慮した資機材の整備に努める。

3 物資の備蓄に係る整備

市は、以下の備蓄箇所において、食料、飲料水、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

内容、種別	備蓄箇所
拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、防災センター
分散備蓄	各校下の拠点避難所（31ヶ所（小中学校、義務教育学校、旧小学校））

第3 要配慮者等の避難誘導、移送体制等の整備

市は、放射線の影響を特に受けやすい子供や妊婦等に十分配慮するとともに、要配慮者について、原子力災害の特殊性を踏まえ、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、避難、コンクリート屋内退避等の適切な防護対策、安全の確保対策を講ずる。

1 要配慮者のための災害対策マニュアルの作成および避難支援計画の整備

ア 市は、要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、県で作成された避難行動要支援者の避難行動支援に関するガイドラインを基に災害対策マニュアルを作成するなど、防災上必要な知識の普及啓発に努める。

イ 市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。

ウ 市は、要配慮者の特性に応じ、携帯情報端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。

2 病院等医療機関

病院等医療機関の管理者は、県、市と連携し、プルーム通過時の防護措置として、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避等に関する避難計画を検討するものとする。

3 社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、市と連携し、プルーム通過時の防護措置として、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避等に関する避難計画を検討するものとする。

4 学校等施設

学校等施設の管理者は、県、市と連携し、園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、プルーム通過時の防護措置として、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避等に関する避難計画を検討するものとする。また、県は市と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

5 不特定多数の者が利用する施設

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県、市と連携し、プルーム通過時の防護措置として、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避等に関する避難計画の検討に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第4 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、県や国と連携し、市外から避難してくる被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

第5 避難所・避難方法等の周知

市は、避難等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を市、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び北陸電力と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。

第5節 飲食物の摂取制限及び出荷制限等

【市】産業振興部、福祉保健部、上下水道局

【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、厚生労働省、農林水産省、県（厚生部、農林水産部）

市は、国から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第6節 緊急輸送活動体制の整備

【市】総務部

【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関、県（危機管理局、関係部局）

第1 専門家の移送体制の整備

市は、県が定める国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制及び活動拠点となる受入体制等）について協力する。

第7節 救助・救急及び防護資機材等の整備

【市】消防本部、福祉保健部、総務部

【関係機関】内閣府、県（危機管理局、厚生部）、日本赤十字社富山県支部、関係機関

第1 救助・救急活動用資機材の整備

国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受けた場合、市は、県と協力し、救急救助用資機材、救助工作車、救急車等の整備に努める。

第2 救助・救急機能の強化

市は、県及び関係機関と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防護服、マスク、線量計、手袋、オーバーシューズなどの資機材をあらかじめ整備する。

第4 物資の調達、供給活動

市は、国、県及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の必要な物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、備蓄を行うに当たっては、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ集中備蓄又は拠点避難所への分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、各家庭において家族の3日分程度の食料や飲料水等の備蓄を促進する。

さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第8節 緊急時医療体制の整備

【市】総務部、福祉保健部、市民病院

【関係機関】原子力規制委員会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県（危機管理局）、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関

第1 医療資機材等の整備

第1章 原子力災害事前対策

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めることとしている。

市は、国及び県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

第2 原子力災害医療体制の構築

県は、国と協力し、被ばく医療機関を選定するなど、原子力災害医療体制の整備に努めるとともに、被ばく医療機関及び一般病院等と連携して、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、原子力災害医療体制のネットワークを構築するよう努めることとしている。

原子力災害医療体制の構築に当たっては、医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接自治体との連携等）を担うことが必要であり、平時から原子力災害医療に対応できる公的病院その他医療機関が連携した体制と指揮系統を整備・確認するよう努めることとしている。

市民病院及び市医師会は、県と連携し、体制及び指揮系統を整備し確認しておく。

【本県における原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院】

	数	市町村	病院名
原子力災害医療協力機関	10	富山市	富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 富山まちなか病院 国立病院機構富山病院 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 公益社団法人富山県医師会 公益社団法人富山県看護協会 公益社団法人富山県薬剤師会 公益社団法人富山県診療放射線技師会
	4	高岡市	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 JCHO 高岡ふしき病院
	1	魚津市	富山労災病院
	1	氷見市	金沢医科大学氷見市民病院
	1	滑川市	厚生連滑川病院
	1	黒部市	黒部市民病院
	1	砺波市	市立砺波総合病院
	1	小矢部市	公立学校共済組合北陸中央病院
	3	南砺市	南砺市民病院 公立南砺中央病院 国立病院機構北陸病院
	1	射水市	射水市民病院
	1	上市町	かみいち総合病院
	1	朝日町	あさひ総合病院

原子力災害 拠点病院	2	富山市	県立中央病院 富山大学附属病院（診療支援）
---------------	---	-----	--------------------------

※原子力災害拠点病院は、原子力災害医療協力機関では対応が困難な被ばく傷病者等に対して専門的医療を実施し、必要に応じて、国が指定する高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送を判断するほか、原子力災害医療派遣チームを保有してその派遣体制を整備するものとする。

※原子力災害医療協力機関は、次の項目のうち1項目以上を実施するものとする。

- ①被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療
- ②被災者の放射性物質による汚染の測定
- ③原子力災害医療派遣チームの保有及びその派遣体制の整備
- ④救護所への医療従事者の派遣
- ⑤避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣
- ⑥県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援
- ⑦その他原子力災害発生時に必要な支援

第3 原子力災害医療機関等の教育・研修・訓練等

原子力災害医療の実践には、医療界全体で基本的な放射線医学に関する知識を身に付けることが必要であり、国、県及び関係機関は、相互に連携して、放射線被ばく、放射性物質による汚染、避難退域時検査及び簡易除染に関する基本的な知識や最新の情報について、医療関係者及び防災業務関係者等を対象とした研修を実施することとしている。

特に避難退域時検査及び簡易除染に関しては、多数の住民を避難退域時検査及び簡易除染を実施する必要があるため、氷見市及びその他の市町村の医療関係者等を対象とし、多数の者が研修を受講できるようにするなど人材の育成に努めることとしている。

市は、これら原子力災害医療等に関する研修・訓練に積極的に参加し、人材育成に努める。

第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

【市】 未来政策部、総務部、福祉保健部、生活環境文化部

【関係機関】 県（危機管理局、観光・地域振興局、厚生部）、北陸電力、各報道機関、電気通信事業者

第1 情報項目の整理

市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確かつ具体的な内容を整理しておく。また、住民等に対して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方に関する検討（関連する用語の普遍化、平易化を含む。）や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

第2 情報伝達手段の整備

様々な生活様式と生活時間の中で暮している住民に、災害時の情報を漏れなく伝えるためには複数の伝達手段を確保する必要がある。このため、市は、防災行政無線、市ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビ、メッセージボード搭載型自動販売機、防災情報メール、ツイッター等の活用とともに、県と協力し、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、広報用電光掲示板等の情報伝達手段の活用体制の整備に努める。

第3 住民相談窓口の設置等

市は、県及び防災関係機関と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口設置のための体制を整備する。住民相談は、電話、電子メール、FAX、直接応対等により受付し、それぞれの連絡先をあらかじめ決めておく。

また、原子力災害時の相談内容は、心身の健康相談、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する相談などが想定されることから、県及び医療機関との連携体制を整えるとともに、原子力防災に関する研修を受けた職員を担当させるなどの対策を講ずる。

第4 要配慮者等への情報伝達体制の整備

1 要配慮者等

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速に伝達されるよう、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

特に、要配慮者に関しては、要配慮者自身の積極的な情報収集と、自主防災組織、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会などによる地域ぐるみの支援体制の構築が重要である。このため、市は、説明会やまちづくり出前講座などを通じ、避難行動要支援者名簿への登録促進、自主防災組織の育成、福祉関係団体との協力体制の構築などに取り組む。

2 要配慮者関連施設

市は、要配慮者関連施設に対し、情報の在り方や取得方法の周知に努め、情報の自主的な取得の促進を図るとともに、特に緊急を要する情報については直接FAXやメールなどで伝達する体制の整備に努める。

第5 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯情報端末のメール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。

第10節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

【市】未来政策部、総務部、福祉保健部、教育委員会、生活環境文化部

【関係機関】県（危機管理局、教育委員会、厚生部、関係部局）

第1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及

市は、国、県及び北陸電力と協力して、次に掲げる事項について、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため広報活動を実施する。

なお、住民への原子力防災知識の普及と啓発にあたっては、理解を深めるため、わかりやすい言葉の表記による資料の作成や、説明を心がける。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばく健康影響、避難退域時検査及び簡易除染の目的を含む。）
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること（緊急時の通報連絡体制、モニタリング等の結果の解釈の方法、屋内退避や安定ヨウ素剤服用の留意点並びに防災活動の手順）
- カ 要配慮者への支援に関すること
- キ 緊急時に取るべき行動
- ク 避難所での運営管理、行動等に関すること

第2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法

市は、県と連携して、次に掲げる方法によって、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

- ア 社会教育、自主防災組織、各種団体を通じての普及・啓発
- イ 市のホームページによる普及・啓発
- ウ 市の広報等による普及・啓発
- エ 原子力防災訓練を通じた住民への正しい理解の普及

第3 学校等との連携による原子力防災教育の実施

市は、学校、民間団体等との密接な連携の下、原子力防災教育を実施するものとし、教育機関等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るなど、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第4 要配慮者等への配慮

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。

第11節 防災業務関係者の人材育成

【市】全部局

【関係機関】原子力規制委員会、県（危機管理局、警察本部、関係部局）、各防災関係機関

市は、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努める。

また、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、緊急時モニタリングや原子力災害医療等に関する研修に参加する。

第12節 防災訓練の実施

【市】全部局

【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、県（危機管理局、関係部局）、県警本部、各防災関係機関、北陸電力

第1 防災訓練実施計画の企画立案への参画等

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象に、当市が含まれる場合は、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

第2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

市は、県が企画した防災訓練実施計画に基づき、国、県、北陸電力と連携し、必要な防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練に参加する。また、本部運営訓練や職員参集訓練など、市単独で行うことが可能な訓練の実施に努める。

2 総合的な防災訓練の実施

市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象に、当市が含まれる場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県及び北陸電力等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

第13節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備

【市】総務部、消防本部

【関係機関】内閣府、県（危機管理局）、北陸電力、原子力事業者

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、北陸電力及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

第1 消防本部の対応

市内において運搬事故発生の通報を受けた場合、市消防本部は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急、付近の住民の避難誘導等必要な措置を実施するものとする。

第2 市の対応

市内において運搬事故発生の通報を受けた場合、市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第2章 原子力災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

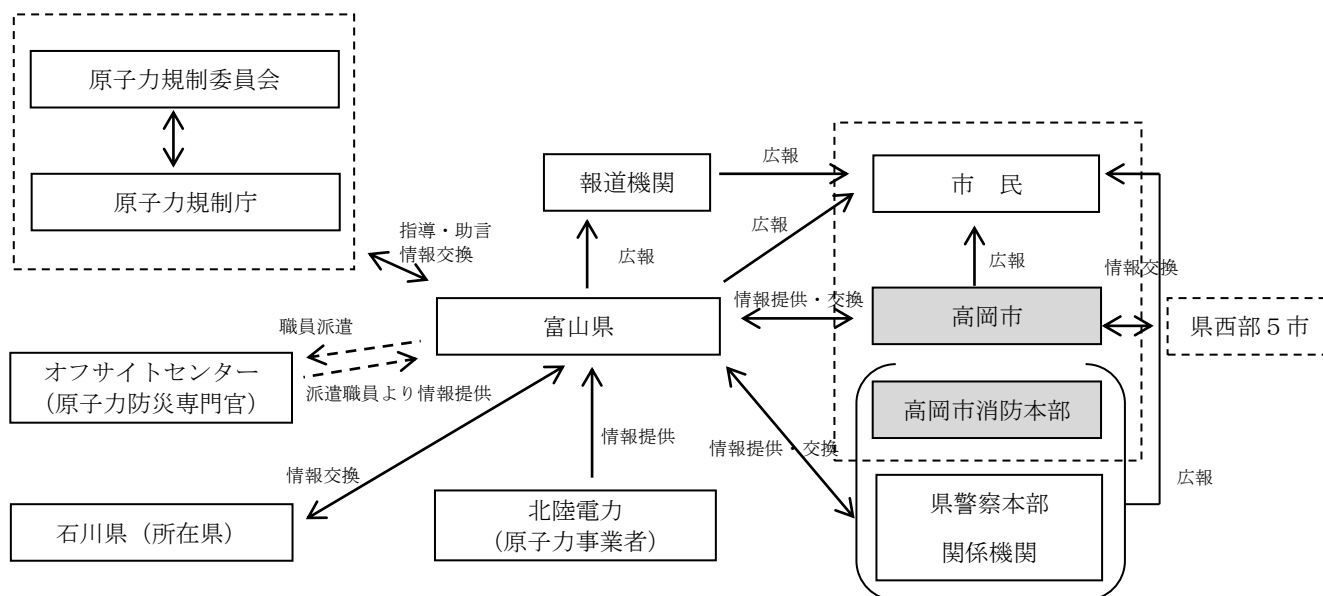
【市】総務部、消防本部

【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、県（危機管理局）、各防災関係機関、北陸電力

第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

原子力施設において情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生し、県からその旨の連絡を受けた場合、市は、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、受けた事項について関係機関に連絡する。

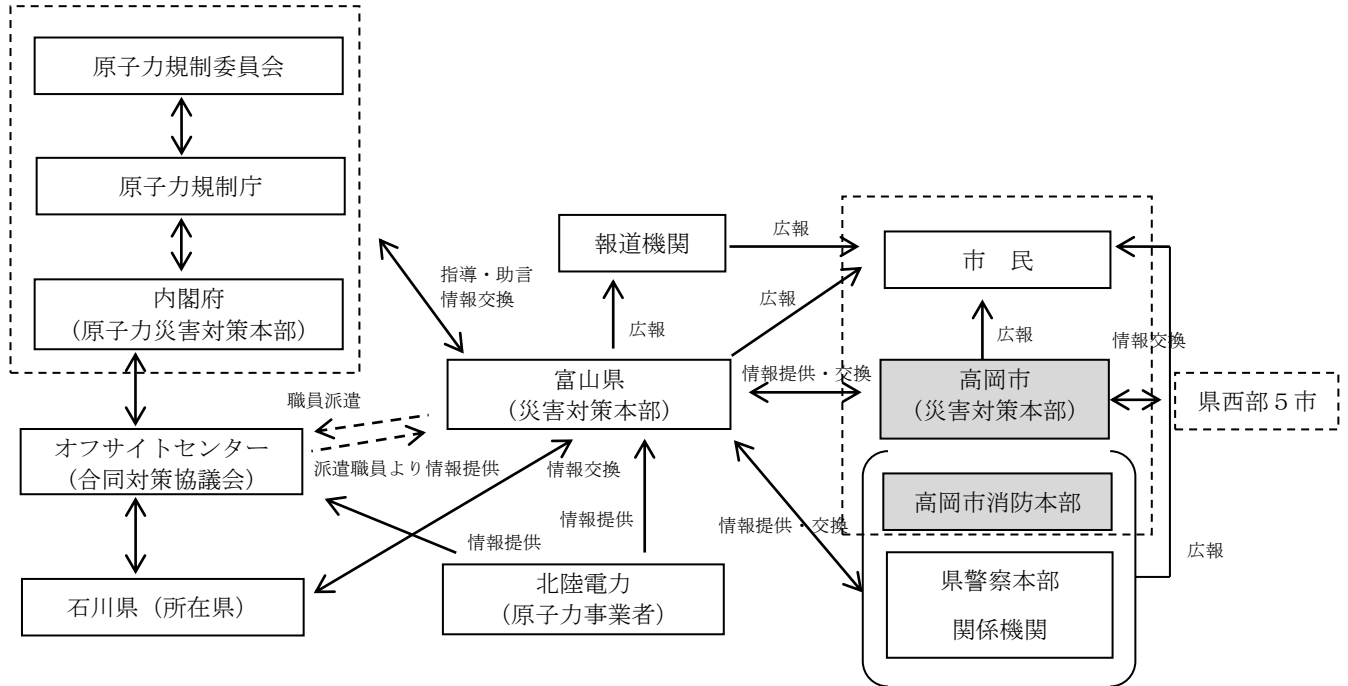
事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図



第2 応急対策活動情報の連絡

市は、県とともに、施設敷地緊急事態発生後において各々が行う応急対策活動状況を随時連絡するなど、関係機関等との相互の連絡を密にする。

事故通報（第2報以降）通報連絡系統図



第2節 活動体制の確立

【市】全部局

【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、関係省庁、県（危機管理局、生活環境文化部、厚生部）、各防災関係機関

第1 市の活動体制

1 災害対策本部等の設置基準及び動員

(1) 災害対策本部等の設置基準及び動員体制

市職員は、発電所の情報に注意し、緊急時には次表の設置基準による体制をとる。

	体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員
1	情報収集体制	・情報収集事態の発生を認知した場合 ・原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ・情報収集体制をとる必要があると総務部長が認めたとき	・総務部長 ・災害警戒本部事務局職員
2	第1次出動体制 〔原子力災害 連絡員会議〕	・警戒事態の発生の通報・連絡を受けたとき ・発電所に事故が発生し、原子力災害連絡員会議をとる必要があると総務部長が認めたとき	・総務部長 ・各部局主管課長 ・災害警戒本部事務局職員
3	第2次出動体制 〔災害警戒本部〕	・施設敷地緊急事態発生の通報・連絡を受けたとき ・県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態に該当する放射線量を観測したとき ・その他副市長が必要と認めたとき	・副市長 ・部局長 ・災害対策本部事務局職員 ・各部局の部局長があらかじめ指定した職員
4	第3次出動体制 〔災害対策本部〕	・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ・その他市長が必要と認めたとき	・全職員

(2) 市職員の動員方法

ア あらかじめ指定された動員対象職員は、第1章第2節第3「職員参集体制の整備」により自主的に参集する。

イ 危機管理課は、必要に応じ職員参集メールにより関係職員に一斉メール配信する。

第2 本部等の設置

1 情報収集事態対策のための体制

(1) 設置基準

市は、以下の事態が発生した場合は、情報収集体制をとる。

- ア 情報収集事態が発生した通報・連絡があったとき
- イ 情報収集体制をとる必要があると総務部長が認めたとき

(2) 組織

情報収集体制の組織は、以下のとおりとする。

- ア 主 宰 総務部長
- イ 事務局 危機管理課、企画課、秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、市民生活課

(3) 役割

情報収集体制で把握すべき事項は、おおむね以下のとおりとする。

- ア 発電所の事故状況の速やかな情報の収集
- イ 災害応急活動に要する職員の招集・配備
- ウ 広報活動に関すること

(4) 解除基準

体制の解除基準は、以下のとおりとする。

- ア 発電所に異常がないなど、情報収集体制をとる必要がなくなったと総務部長が認めたとき
- イ 原子力災害連絡員会議に移行したとき

2 原子力災害連絡員会議の設置

(1) 設置基準

市は、以下の事態が発生した場合は、原子力災害連絡員会議を設置する。

- ア 警戒事態が発生した通報・連絡があったとき
- イ 発電所で事故が発生し、総務部長が対策を行う必要があると認めたとき

(2) 組織

原子力災害連絡員会議の組織は、以下のとおりとする。

- ア 主 宰 総務部長
- イ 委 員 各部局主管課長
- ウ 事務局 危機管理課、企画課、秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、市民生活課

(3) 役割

原子力災害連絡員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね以下のとおりとする。

第2章 原子力災害応急対策

- ア 発電所の事故状況の速やかな情報の収集
- イ 災害応急活動に要する職員の招集・配備
- ウ 広報活動に関すること
- エ 環境放射線モニタリングの強化に関すること

(4) 解除基準

会議の解除基準は、以下のとおりとする。

- ア 発電所の事故が収束することにより、警戒態勢をとる必要がなくなったと総務部長が認めたとき
- イ 原子力災害警戒本部に移行したとき

3 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

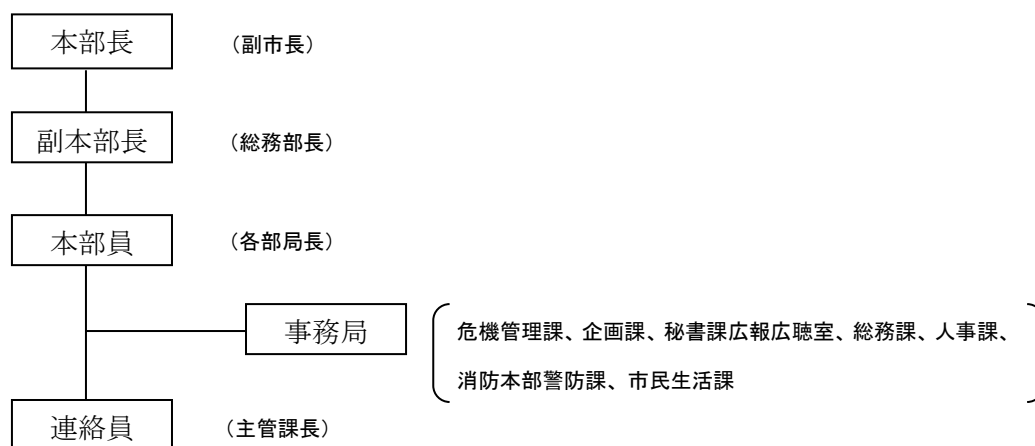
市は、以下の事態が発生した場合は、原子力災害警戒本部を設置する。

- ア 施設敷地緊急事態が発生した通報・連絡があったとき
- イ 県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態に該当する放射線量を観測したとき
- ウ その他、副市長が認めたとき

(2) 組織及び運営

原子力災害警戒本部の組織は、以下のとおりとする。

- ア 本部長 副市長
- イ 副本部長 総務部長
- ウ 本部員 各部局長
- エ 事務局 危機管理課、企画課、秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、市民生活課
- オ 原子力災害警戒本部体制組織図



高岡市原子力災害警戒本部の電話番号（市外局番 0766）

区 別	本部設置前	本部設置後
勤務時間内	危機管理課 電話 20-1229、F A X 20-1549	本部（車庫棟会議室） 電話 20-1110、F A X 20-1549
勤務時間外	時間外受付 電話 20-1482	県内市町村からの衛星F A Xによる場合 自局発信番号-202-429

(3) 本部長・副本部長の役割

- ア 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。

(4) 本部員、連絡員の役割

原子力災害警戒本部が協議・決定すべき事項は、おおむね以下のとおりとする。

- ア 発電所の事故状況の速やかな情報の収集
- イ 災害応急活動に要する職員の招集・配備
- ウ 広報活動に関すること
- エ 環境放射線モニタリングの強化に関すること

(5) 解除基準

会議の解除基準は、以下のとおりとする。

- ア 発電所の事故が収束し、災害応急対策が完了したことにより、体制をとる必要がなくなつたと副市長が認めたとき
- イ 原子力災害対策本部に移行したとき

4 災害対策本部の設置**(1) 開催基準**

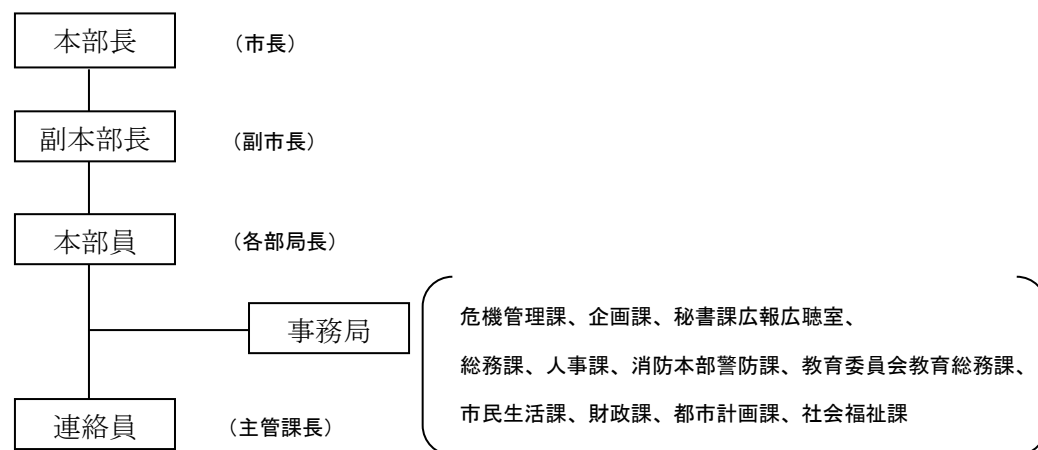
市は、以下の事態が発生した場合には、高岡市原子力災害対策本部を設置する。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- イ 原子力災害時の応急対策にあたり、市長が必要と認めたとき

(2) 本部の組織及び運営

原子力災害対策本部の組織は、以下のとおりとする。

- ア 本部長 市長
- イ 副本部長 副市長
- ウ 本部員 各部局長
- エ 事務局 危機管理課、企画課、秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、市民生活課、財政課、都市計画課、社会福祉課
- オ 原子力災害対策本部体制組織図



(3) 本部長・副本部長の役割

- ア 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。なお、副本部長にも事故があるときは、総務部長が本部長の職務を代理する。

(4) 本部員・連絡員の役割

- ア 本部員は、本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名した副本部長が本部員の職務を代理する。
- イ 連絡員・副連絡員は、本部と各部との円滑な連絡体制を確保する。なお、連絡員は各部主管課長、副連絡員は各部主管副課長とする。
- ウ 本部が設置されたときは、車庫棟2階会議室に本部室を置く。
- エ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長を務める。本部員会議は、本部員に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。
- オ 協議・決定すべき事項は、次のとおりとする。
- ① 警戒体制に関すること
 - ② 広報活動に関すること
 - ③ 住民相談窓口の設置に関すること
 - ④ 風評被害対策に関すること
 - ⑤ 屋内退避の必要性に関すること
 - ⑥ 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限の必要性に関すること
 - ⑦ 緊急輸送活動に関すること
 - ⑧ モニタリングに関すること

- ⑨ 避難者の受け入れに関すること
 ⑩ 各部・班間の調整事項の指示に関すること
 ⑪ その本部長、副本部長及び本部員から特に申し出のあった事項

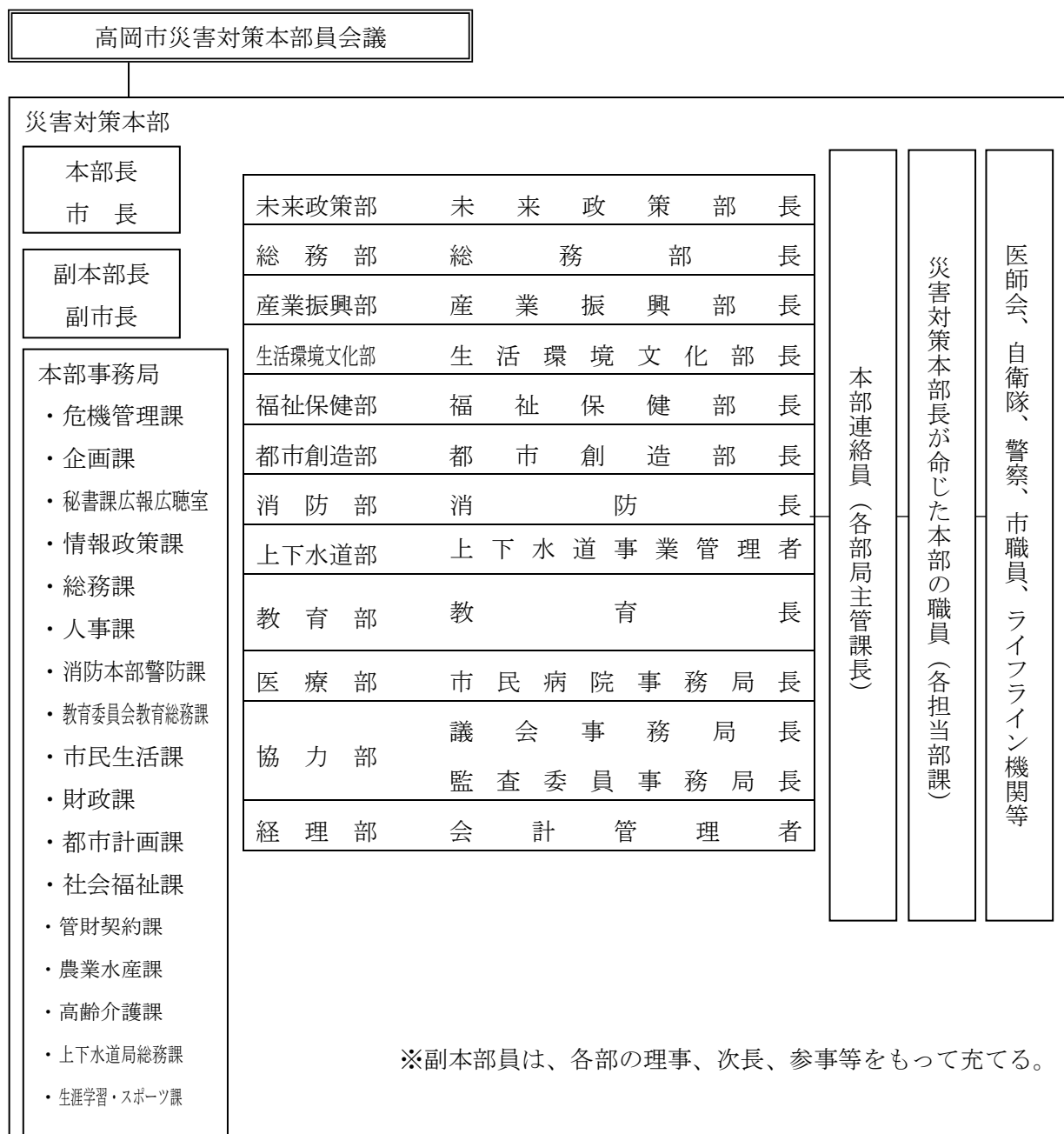
(5) 解除基準

本部の解除基準は、以下のとおりとする。

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合

イ 原子力災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了または対策の必要がなくなつたと認めた場合

【高岡市災害対策本部等組織】



第2章 原子力災害応急対策

【災害対策本部事務局所掌事務】

班 名 (班 長)	所 掌 事 務
統括班 班長：危機管理課長	1 災害対策本部の事務局及び庶務 2 本部の設置及び情報機器の整備 3 本部の指令伝達体制の確立 4 本部員会議の開催 5 高岡市防災会議の開催 6 各部局、関係機関等との連絡調整 ・各部局の相互応援体制の調整 7 防災行政無線（県衛星回線、同報系、移動系）及び高度情報通信ネットワーク等の運用 8 避難所運営マニュアルの策定及び災害時におけるマニュアルに基づく住民の避難措置の実施に関する事 9 その他各部各班に属さないこと
総務班 班長：総務課長	1 各部局、関係機関等との連絡調整 2 非常配備体制及び連絡体制の確立 3 応急救助要員の確保 4 災害情報の収集および記録の取りまとめ 5 市内の被害情報の収集および県への報告 6 高岡市医師会へ医療対策本部の設置要請、薬剤師会、看護師会、助産師会への連絡調整 7 自衛隊の出動要請及び受入体制の整備並びに活動状況の把握に関する事 8 災害時相互応援協定締結都市への要請及び受入体制の整備 9 県内他市町村への応援要請及び受入体制の整備 10 防災関係機関（国・県の行政機関、電気・ガス・電話・報道等の公共機関）との連絡調整 11 災害救助法の適用要請の指示 12 激甚災害の適用要請 13 職員の動員及びその掌握に関する事 ・職員の招集 ・動員職員の人数確認 ・職員の安否の確認等情報収集 ・職員厚生（食料、宿泊場所、寝具等） ・職員の受入及び派遣に関する事
情報収集伝達班 班長：企画課長	1 情報収集 ・道路交通規制の情報 ・警察措置等の情報 2 各部局、関係機関との連絡調整 ・各部局、関係機関等からの情報収集（応急対策及び被害報告等） ・各部局の相互応援体制の調整 3 災害情報の収集および県への報告 ・市内の被害情報の収集および県への報告 ・市の周辺地域の被害状況等の把握に関する事 ・電力会社からの情報収集及び電力会社への要請に関する事 ・災害記録の作成 4 自主防災組織の活動状況の把握に関する事 5 自治会や自主防災組織等を通じた住民への災害情報等の伝達の指示に關

	すること
広報班 班長：秘書課広報広聴室長	1 広報活動 ・ 広報活動上必要な本部との連絡調整 ・ 写真撮影を含む情報収集活動 ・ 緊急ビラの作成 ・ 緊急広報、生活広報 ・ 市ホームページ、その他通信網を活用した広報 2 災害対策本部の報道 ・ 共同記者会見場の設定 ・ 報道機関への発表及び協力要請
避難所運営班 班長：教育委員会教育総務課長	1 避難所運営マニュアルに基づく住民の避難措置の実施に関すること 2 学校の教育関係避難施設における避難所の確保及び開設に関すること ・ 連絡調整 3 学校等の教育関係施設の応急対策及び災害・事故対策に関すること ・ 施設の被害状況の把握、施設管理者の配置及び職員の派遣 ・ 学校管理者との連絡調整 ・ 避難所開設の準備 ・ 施設利用者の安全確認 ・ 所管施設の管理点検 ・ 避難所の準備 4 平時における要配慮者に関する情報の共有化、関連計画の策定、防災訓練の計画実施、広報 5 避難準備情報の伝達 6 安否確認・避難状況の把握 7 福祉避難所の設置・運営
モニタリング班 班長：環境政策課長	1 モニタリング要員の確保調整 2 モニタリング資機材の準備 3 県の緊急時モニタリング班との連携調整 4 各種の放射線の濃度の情報収集 ・ 大気中の放射線 ・ 農作物、家畜等の放射線 ・ 水道水の放射線 ・ 学校給食の放射線 ・ 学校、保育園などの教育施設の放射線 5 モニタリング測定情報の伝達、収集

第3 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、国が原子力災害対策本部に設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子供等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染を推進する。

第4 防災業務関係者の安全確保

市は、県の指示のもと、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るとともに、二次災害発生の防止の万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

また、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県と相互に密接な情報交換を行う。

第3節 緊急時モニタリング

【市】総務部、生活環境文化部、産業振興部、教育委員会、上下水道局

【関係機関】原子力規制委員会、県（危機管理局、生活環境文化部、関係部局）、指定公共機関

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、必要に応じて職員を派遣するなどの協力を行う。

また、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限及び出荷制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第1 緊急時モニタリング体制

市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合に、事務局内にモニタリング班を設置する。

モニタリング班は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、必要に応じて職員を派遣するなどの協力を行う。また、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限及び出荷制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第2 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施

施設敷地緊急事態が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを設置することとされている。また、緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

第3 モニタリング結果の共有・公表

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、国の原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有し、また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター内で共有することとされている。

国及び県は、緊急時モニタリング結果を分かりやすく、かつ迅速に公表することとされている。

市は、国、県と連携し、市ホームページ、ケーブルテレビなど様々な情報伝達手段を用いて市民への情報提供に努める。

第4 緊急時モニタリング要員等の協力

県が、事故の状況によりモニタリング要員や資機材の確保が困難な場合は、モニタリング要員の

派遣等の要請に基づき、市は、モニタリング要員の派遣等の協力を行うものとする。

第4節 避難等の防護活動

【市】総務部、未来政策部、生活環境文化部、福祉保健部、都市創造部、産業振興部、教育委員会、市民病院

【関係機関】県（危機管理局、生活環境文化部、厚生部、観光・地域振興部、土木部）、県警察本部、原子力規制委員会、内閣府、気象庁、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関

第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念

1 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、プルーム通過時の内部被ばくや外部被ばくを低減する場合や、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設等においては、入院患者や入所者等が避難することにより、健康状態を悪化させるリスクがあるなど、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(1) P A Zにおける措置（本市該当なし）

P A Zにおいては、発電所において、全面緊急事態に至った時点で、原則として即時避難が実施される。ただし、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合は屋内退避が実施される。

(2) U P Zにおける措置（本市該当なし）

U P Zにおいては、国等から避難の指示等が出されるまでの間、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があることから、原則として、屋内退避を実施する。その後、発電所の状況、緊急時モニタリングの結果に応じて、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置が実施される。

(3) U P Z外における措置

U P Z外に位置する本市においては、発電所の状況悪化等、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起が行われる。

また、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合において、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて国から屋内退避の実施の指示が出された場合、屋内退避を実施する。

(4) 屋内退避における留意点

屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場

合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えが行われる。

2 避難及び一時移転

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、県、氷見市及びその他の市町村を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

また、避難等には、肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じた除染が行われる。

(1) P A Zにおける措置（本市該当なし）

P A Zにおいては、発電所において、全面緊急事態に至った時点で、原則として、すべての住民の即時避難が実施される。

(2) U P Zにおける措置（本市該当なし）

U P Zにおいては、発電所の状況に応じて、段階的な避難を行うことも必要であり、緊急時モニタリングを実施し、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し、避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを実施し、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し、一週間程度の内一時移転が実施される。

(3) U P Z外における措置

U P Z外に位置する本市においては、放射性物質の放出後、O I L 1及びO I L 2を超える地域が特定された場合には、避難や一時移転が実施される。

(4) 避難・一時移転実施に当たっての状況把握及び協力等

県、氷見市及び本市等が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため県、氷見市及び本市等より事前の状況把握

握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、氷見市及び本市等はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。

- ・U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な手段

避難・一時移転の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

第2 屋内退避、避難等の防護活動の実施

1 屋内退避又は避難のための指示の連絡、確認等

市は、県より施設敷地緊急事態発生の通報・連絡を受けた場合、住民等に対し、その旨を伝えるとともに、国の指示により、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、U P Z内の屋内退避に関する伝達を行うとともに、市に対しても、国の指示により、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の

注意喚起を行うこととしている。

また、市は、国や県から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合や、原子力災害対策指針の指標を超える恐れがあると認められる場合は、様々な情報伝達手段を活用し、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

なお、複合災害の発生等により、国との連絡が取りにくい場合などには、市が独自に避難の必要性の判断を行ったうえで、災対法の規定に基づいて、避難指示を出す。

2 避難に資する情報の提供

市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査及び簡易除染等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報、その他の避難に資する情報の提供に努める。

3 避難状況の確認等

市は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、県等に対して情報提供する。

4 広域避難の受け入れへの協力

市は、国、県、被災市町村より広域避難の受け入れ等の支援要請があった場合は、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力する。

5 家庭動物との同行避難

市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

第3章 避難所等

1 避難及び避難退域時検査等の場所の周知徹底等

市は、必要に応じて、緊急時に開設する市指定避難所及び避難退域時検査及び簡易除染等の場所の住民等に対する周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

2 避難所等の適切な運営管理

市は、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者等の協力を得ながら必要な体制を整える。

3 避難者等の情報の把握

市は、県と連携し、それぞれの避難場所に受入されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障害福祉サービス者等は、避難行動要支援者の居場所や安否情報に努める。

4 避難所における生活環境の良好な維持

市は、県と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

避難所の運営に当たっては、市は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

5 避難者への心身のケア

市は、県と連携し、避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。

避難所の運営に当たっては、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、市は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は県と連携し、避難者の生活習慣病（口腔ケア含む）の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

6 避難所等の運営管理における女性の参画の推進

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に配慮する。

市は、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所等の運営管理に努める。

7 旅館やホテル等の活用

市は、国、県と連携し、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

8 応急仮設住宅等の提供等

市は、国及び県と連携し、災害の規模に鑑みて避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要

に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅の借上げ、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

第4 広域一時滞在の受け入れ

市は、広域一時滞在の受け入れ要請が国、県、被災市町村からあった場合は、協議のうえ、環境放射線モニタリング、受入可能施設の避難者数などの状況を鑑み、広域一時滞在中に協力する。

ただし、地震等の複合災害により本市域の対策が必要な場合は、本市の対応を優先する。

第5 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施

避難退域時検査及び簡易除染による汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには、不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。

市は、県からの要請があった場合、県の指導のもと、避難退域時検査及び簡易除染に協力する。

除染の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
		β線：13,000cpm※3 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※3 ※2と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

第6 安定ヨウ素剤の配布及び服用

1 安定ヨウ素剤の配布及び服用

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて避難や一時移転等と併せて、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市に連絡することになっている。

市は、県からの指示に基づき、国、県と協力し、直ちに、原則として医師の関与の下で、住民等への安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するなど、適切な措置をとる。

時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大きい妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）については、優先的な服用をできるようにする。

※「医師の関与」とは、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に医師を立ち合わせ、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続きなどの対応を行うことである。

2 安定ヨウ素剤服用の留意事項

市は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、次の点について留意する。

- ・安定ヨウ素剤の効能又は効果は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることに限定されており、放射性ヨウ素以外の放射性核種に対しては服用効果がないこと。
- ・安定ヨウ素剤の服用効果のみに過度に依存せず、避難、一時移転、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要があること。また、誤飲、紛失等の防止対策も講ずる必要があること。
- ・安定ヨウ素剤の服用効果が十分に得られるよう、服用のタイミングの重要性について平時から周知し、服用のタイミングに係る決定・指示を適切に行う必要があること。
- ・妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）は、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者であること。
- ・安定ヨウ素剤の成分等に照らすと、副作用として急性のアレルギー反応が生じる可能性は極めて低いが、これに対応できる体制を整えておく必要があること。
- ・甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮が必要であること。
- ・県、氷見市及び本市等は、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者や保護者等が服用をちゅうちょすることがないように、服用による副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時から住民に周知を行うこと。

第7 要配慮者等への配慮

市は、国、県及び関係機関と協力し、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、屋内退避、避難など、適時適切な防護措置を講ずる。

1 要配慮者の安全確保

ア 市は、あらかじめ作成した要配慮者及びその家族が災害発生時にとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、要配慮者の支援及び救護を行う。

イ 市は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された要配慮者の発見に努め、発見

した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 市は、要配慮者の特性に応じ、携帯情報端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。

2 要配慮者の生活支援

(1) 福祉避難所の設置

市は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険施設などを福祉避難所として指定する。

(2) 社会福祉施設への緊急入所

市は、県及び施設代表機関と居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障害者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

(3) 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用による支援体制を整備する。

(4) 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

3 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、屋内退避の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を屋内退避させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、市及び県に対し速やかにその旨連絡する。

4 社会福祉施設等

社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、屋内退避の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた災害対策マニュアルや避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を屋内退避させるものとする。入所者又は利用者を屋内退避させた場合は、市及び県に対し速やかにその旨連絡する。

5 学校等施設

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、屋内退避の指示等があった場合は、あらかじめ学校等が定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を屋内退避させる。生徒等を屋内退避させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者に引き渡した場合は、市又は県に対し速やかにその旨連絡する。

6 不特定多数の者が利用する施設

駅、観光施設等不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、屋内退避の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させる。

第8 飲食物、生活必需品等の供給

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である場合には、県や国(物資関係省庁)、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

第5節 飲食物の摂取制限及び出荷制限等

【市】産業振興部、福祉保健部、教育委員会、上下水道局

【関係機関】原子力規制委員会、県（厚生部、農林水産部）

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。

第1 地域生産物の摂取制限、飲食物の摂取制限及び出荷制限

県は、国の指示・要請に基づき、経口摂取による内部被ばくの低減を測るため、飲食物に係るスクリーニング基準を超える場合は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、迅速な摂取制限及び出荷制限を行うこととされている。

具体的な飲食物の摂取制限及び出荷制限の措置は、空間放射線量率に基づき次のとおり講じる。

1 一時移転をする地域における摂取制限及び出荷制限

国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとしている。

県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施することとしている。

市は、その情報を住民へ周知する。

2 飲食物に係るスクリーニング基準を超える地域における放射性核種濃度測定並びに摂取制限及び出荷制限

国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県等に検査計画の策定・検査の実施を指示要請する。

国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県等に指示する。

県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国の要請に基づき、又は独自の判断により、飲食物の放射性核種濃度測定を実施することとしている。

また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限並びにこれらの解除を実施することとしている。

市は、その情報を住民へ周知し、代替飲食物の供給に配慮する。

飲食物の摂取制限等の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	$20 \mu\text{Sv/h}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。			1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu\text{Sv/h} \times 3$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止する際の基準	核 種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※4	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第6節 緊急輸送活動

【市】総務部

【関係機関】県（危機管理局）

第1 緊急輸送の実施

市は、災害応急対策を実施するに当たり、人員及び物資等の輸送に必要な車両等を調達し、輸送力の確保に努める。輸送活動を行うに当たっては、人命の安全、被害の防止、災害応急活動の円滑な実施に配慮する。

第2 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送対応方針を定める少人数のグループのメンバー
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

第7節 救助・救急活動

【市】消防本部

【関係機関】県（危機管理局）、北陸電力、防災関係機関、関係医療機関

第1 救助・救急活動

市は、市域内での救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県、他の市町村、北陸電力等に対して、防災資機材の貸与等必要な協力を要請する。

市は、県から応援要請があった場合には、県内の緊急時対応可能医療機関（緊急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）への緊急搬送など必要な措置を講ずる。

第8節 緊急時医療活動

【市】福祉保健部

【関係機関】原子力規制委員会、内閣府、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、広島大学、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県（危機管理局、厚生部）、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関

第1 原子力災害医療活動の実施

1 原子力災害医療活動の実施

県は、被災地（立地県である石川県）の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害医療機関を中心として医療活動を行い、その際、災害拠点病院やDMAT、DPAT、JMAT、医療救護班等が行う災害医療活動と緊密に連携することとしている。

2 原子力災害医療に係る医療チームへの派遣要請

県は、必要に応じて、速やかに原子力災害医療機関や国に対し、原子力災害医療に係る医療チームの派遣を要請することとしている。

3 原子力災害医療に係る医療チーム等の調整

県は、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うこととしている。また、活動場所（原子力災害医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図ることとしている。

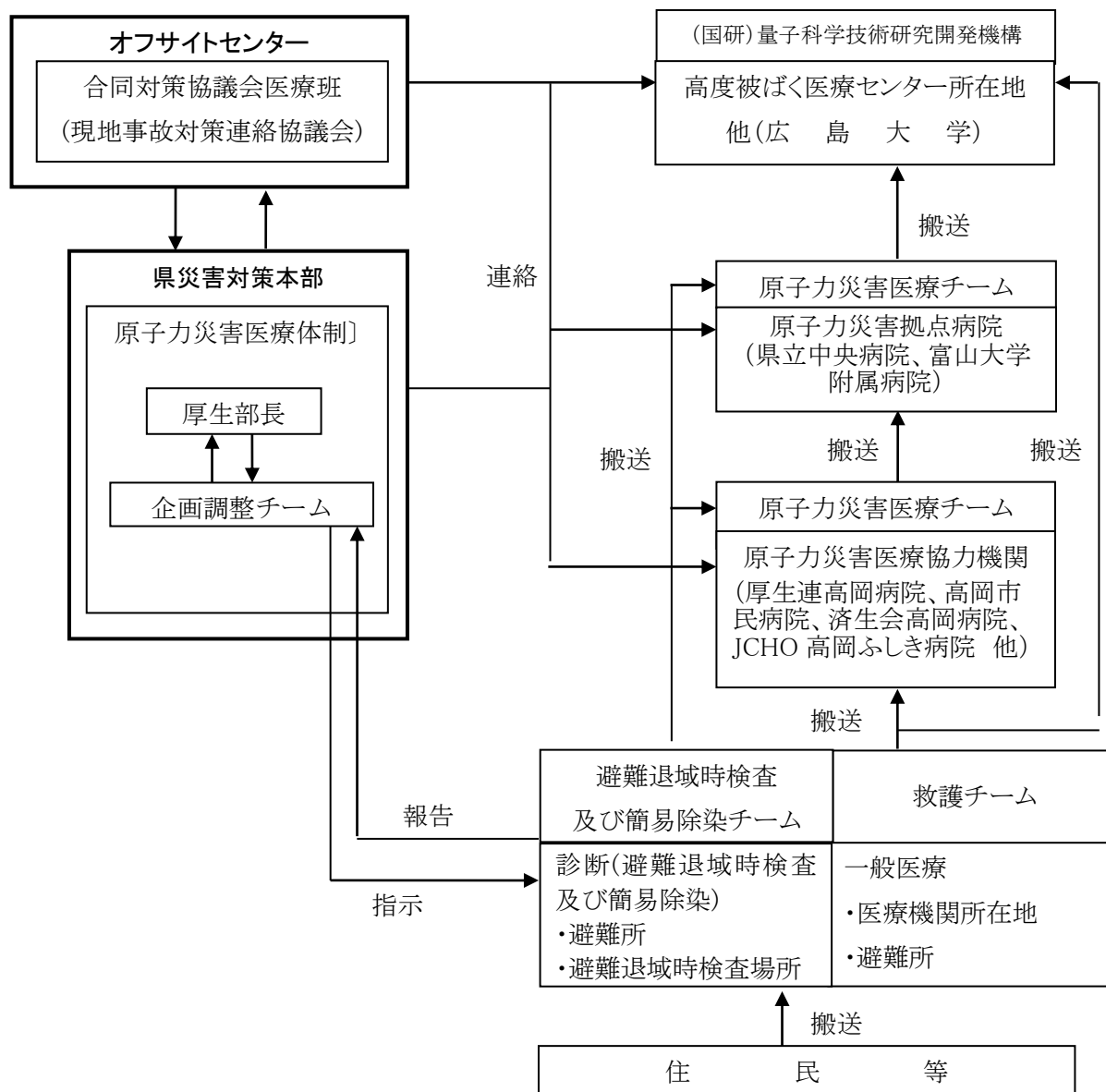
4 地域の医療機関等への協力要請

県は、必要と認められる場合は、地域の医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請することとしている。

第2 原子力災害医療への協力

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の緊急原子力災害医療について協力を。

緊急医療措置の系統



第9節 住民等への的確な情報伝達活動

【市】総務部、未来政策部、福祉保健部、生活環境文化部、産業振興部

【関係機関】県（危機管理局）、電気通信事業者、各報道機関、各防災関係機関

第1 住民等への情報伝達活動

1 住民等への広報

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感には感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と、風評被害防止や心身の健康相談情報など災害が鎮静化した段階に分けて記載する。

(1) 情報収集事態発生時から原子力緊急事態解除宣言までの広報

- ア 被害状況の概要
- イ 避難及び屋内退避の必要性の有無
- ウ 飲食物の摂取制限の必要性の有無
- エ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- オ 国・県等の活動体制及び本市の関連事項
- カ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること
(本部の設置、相談窓口の設置、交通規制情報など)
- キ 要配慮者への情報伝達協力呼びかけ
- ク モニタリング情報
- ケ その他必要な情報

(2) 原子力緊急事態解除宣言後の広報

- ア モニタリング情報
(定点観測の状況、緊急時モニタリングの状況など)
- イ 被害情報及び応急対策実施状況に関すること
(被災地の状況、市民の安否情報(避難場所ごとの被災者氏名等の確認状況等))
- ウ 安心情報
- エ 風評被害防止のための情報
- オ 要配慮者への情報伝達協力呼びかけ
- カ その他必要な情報

2 実施方法等

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、電気通信事業者と連携した緊急速報メールなど、以下に示す多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し伝達する。

(1) 防災行政無線（同報系）の利用

防災行政無線は、緊急を要する場合で即時の伝達が必要な緊急情報などの伝達に利用する。

(2) テレビ・ラジオによる報道や臨時のFM放送

県は、報道機関の協力を得て広く住民に情報提供することとしている。

市は、高岡ケーブルネットワーク株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社及び株式会社ラジオたかおかに対し、各々と締結している協定に基づき要請する。

(3) 防災情報メール等

防災情報メールは、携帯情報端末等に情報を提供できるという特徴を活かし活用を図る。

緊急速報メールは、緊急を要する場合で即時の伝達が必要な緊急情報などの情報伝達に利用する。

(4) 消防車・市広報車等の利用

市は、県及び警察機関と連携し、必要に応じ消防車・市広報車による巡回・広報等を実施する。

(5) 市ホームページ等

防災行政無線で伝達した情報や報道機関へ放送要請した情報は、市ホームページ、ツイッター等に掲示する。また、国、所在県、県など関連情報のリンク先なども掲載するなど情報の在りかの一元化を図る。

(6) 新聞による報道

モニタリング情報、安否情報、風評被害防止のための情報など繰り返し確認が必要な事項等を中心に県と連携を図りながら掲載要請する。

(7) 本庁舎、旧福岡庁舎、市出先機関及び地区連絡センターでの掲示

市は、市広報紙の災害復旧速報版等を必要に応じ発行する。発行した市広報紙は、本庁舎においては未来政策部員が、旧福岡庁舎・支所・地区連絡センターにおいては、各担当班員が掲示又は配布を行う。

(8) 学校等への連絡

市は、小中学校、特別支援学校、幼稚園及び保育所等に連絡する。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた総合的な窓口を設置し、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

なお、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、立地県である石川県、県警察、氷見市等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者

からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとしている。

第3 要配慮者に対する配慮

1 要配慮者

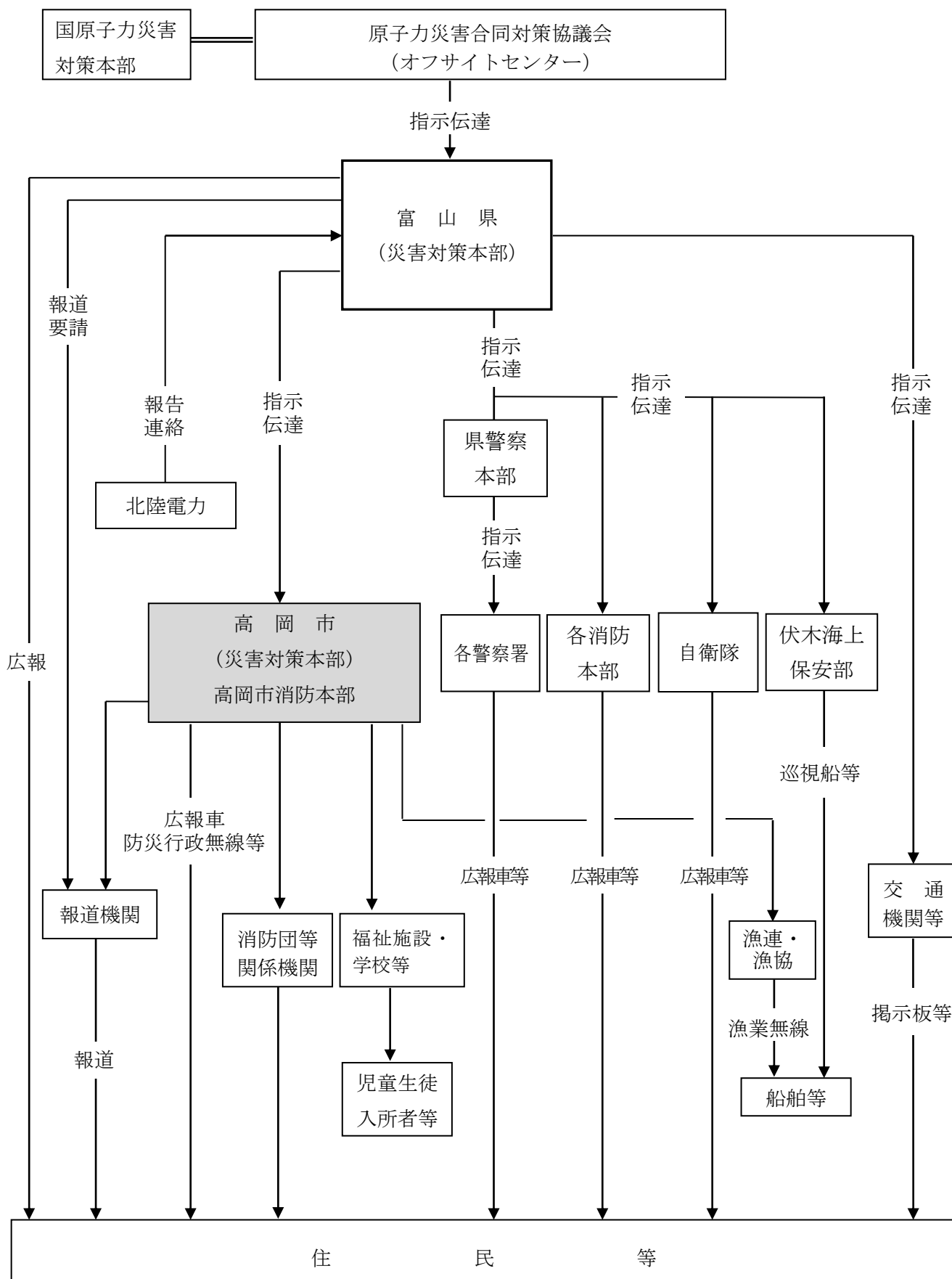
市が行う災害時の広報活動のうち、緊急情報は音声による情報が中心となるため、在宅の聴覚障害者に対する情報伝達に特に配慮する必要がある。このため、県と協力し、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、ケーブルテレビ、メッセージボード搭載型自動販売機、防災情報メール、ツイッターなどによる緊急情報の提供を積極的に行う。

また、県や市からの直接的な伝達の他、避難行動要支援者名簿を活用した地域ぐるみの支援による情報伝達が特に重要となるため、自治会や自主防災組織など地域防災の中心団体や民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの福祉関係団体に対し、要配慮者への情報伝達協力を呼びかける。

2 要配慮者関連施設

避難行動要支援者名簿に対しては、災害情報や住民相談窓口などの情報の在りかや取得方法及び緊急を要する情報について、直接FAXやメールなどを用いて伝達するものとする。

住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図



第3章 原子力災害中長期対策

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

【市】総務部、生活環境文化部

【関係機関】県（危機管理局、生活環境文化部、関係部局）、北陸電力

県は、発災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、立地県である石川県、関係省庁及び北陸電力と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握することとしている。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること

また、県は、環境放射線モニタリングの結果を速やかに公表し、その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行することとしている。

市は、県からの環境放射線モニタリングの結果を、市ホームページ等で市民に速やかに公表する。

第2節 放射性物質による環境汚染への対応

【市】全部局

【関係機関】原子力規制委員会、県（危機管理局、関係部局）、北陸電力、防災関係機関

市は、国、県、北陸電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第3節 災害地域住民に係る記録等の作成

【市】総務部、消防本部

【関係機関】県（危機管理局、厚生部）

第1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

第2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

【市】産業振興部、生活環境文化部

【関係機関】県（厚生部、商工労働部、農林水産部）、県社会福祉協議会、北陸労働金庫、住宅金融支援機構

市は、国、県と連携し、避難を行った市町村の被災者の生活再建に向けて、住まいの確保や心身のケア等、生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

また、市は、国、県と連携し、避難を行った市町村の被災者に対して、必要な情報や支援・サービスの提供に協力する。

第5節 風評被害等の影響の軽減

【市】産業振興部、生活環境文化部

【関係機関】県（観光・地域振興局、厚生部、商工労働部、農林水産部）

市は、国、県と連携し、風評被害等が生じないように、農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第6節 心身の健康相談体制の整備

【市】福祉保健部

【関係機関】県（厚生部）

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国、県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備する。

6-2 原子力災害対策指針における緊急事態区分と主要な防護措置

警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができない場合、若しくは停止したことを確認することができない場合。 2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定（規制法第 43 条の 3 の 24 に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。 3. 原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。 4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。 5. 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ ※1 非常用交流母線が 1 となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が 1 となる状態が 15 分間以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続した場合。 6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合。 7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 8. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（旧基準炉） ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。 9. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。 10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所及び中央制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）第 38 条第 4 項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号）第 37 条第 4 項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。 11. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

12. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※1 重要区域（命令第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがある場合。 13. その他 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
---	--

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 ①モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、$5\mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって$5\mu\text{Sv/h}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。 ②全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が$1\mu\text{Sv/h}$以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、$5\mu\text{Sv/h}$以上となった場合。 2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分以上継続して検出された場合。 3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が10分以上継続して検出された場合、又は$5\mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

4. 事業所外運搬での放射線量率の上昇又は放射性物質漏えい

①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、 $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。

②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L型、IP-1型を除く）。

5. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ※1

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合。

6. 原子炉注水機能喪失のおそれ ※1

原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない場合。

7. 格納容器健全性喪失のおそれ ※1

原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合。

8. 残留熱除去機能の喪失 ※1

原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備（以下「残留熱除去系装置等」という。）により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できない場合。

9. 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 ※1

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。

10. 直流電源の部分喪失 ※1

非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続した場合。

11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1

原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。

12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※1

使用済燃料貯蔵槽プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。

13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（旧基準炉） ※2

使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メ

ートルの水位まで低下したとき。 14. 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 15. 所内外通信連絡機能の全ての喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。 16. 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※1 火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失した場合。 17. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※1 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用した場合。 18. 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合。 19. 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。 20. 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。	
---	--

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 敷地境界付近の放射線量の上昇	PAZ内の住民

モニタリングポストの1つにおいて、$5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、$5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって$5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。 2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に$5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$500\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 4. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい ①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 ②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。 5. 全ての原子炉停止操作の失敗※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合。 6. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※1 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。 7. 原子炉注水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。 8. 格納容器圧力の異常上昇※1 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合。	避難等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
--	--

9. 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。 110. 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。 11. 全直流電源の5分間以上喪失 ※1 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続した場合。 12. 炉心損傷の検出 ※1 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。 13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。 14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（旧基準炉） ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。 16. 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室及び中央制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 17. 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合。 18. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。 19. 施設内（原子炉外）での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。	
---	--

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）をいう。